

～笑顔が絶えることのない『住まい』であり続けることを願ってお届けします～

住まいる便り

12月号

2020年も残りわずかとなりました。今年は誰にとっても、変化せざるを得ない年でした。今までできていたことが制限されるようになり、ストレスもたまったと思いますが、制限されているからこそ新しく伸びたものもたくさんあります。

例えば最近、無人駅しかない田舎に、立派なグランピングの施設ができたというニュースがありました。グランピングとは豪華なキャンプという意味で、火を起こしたりテントを張ったりする必要がないキャンプのことです。バリバリのアウトドア派から見れば、なんだそれ？と思



われるかもしれませんが、アウトドア初心者にとっては、手軽にキャンプの雰囲気を楽しめるので魅力的なのです。しかも、グランピング効果なのか？いつのまにか普通のキャンプにも注目が集まっており、例年よりもお店に並んでいるキャンプ用品は多い気がします。

キャンプ用品はインテリアにしてもおしゃれなものが多いので、キャンプに行く行かないは別にして、見るだけでも楽しいですよ。

江戸時代の365倍って、なんだ？

寒くもなってきましたので、家で過ごす時間も増えてきました。

そのため、スマホやインターネットに費やす時間は、増えてきているようです。

何でも現代の日本人が1日に触れる情報量は、なんと！江戸時代の人の1年分に相当しており、あまりの情報量の多さに脳疲労が起きている人が少なくないのだそうです。

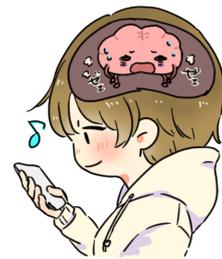
しかも、厄介なことに「今日はちょっと頭が痛いなあ。きっと疲れてるんだな」などと、自分では気付くことができません。

ですから、できるだけ意識的にスマホやインターネット、テレビなどから離れる時間が必要です。そういう時は、庭いじりがいい気分転換になります。「庭」というと草取りをイメージして負担に感じる人もいるでしょうが、草を全部、根こそぎ取ってしまおう！と思わなければよいのです。確かに枯山水のような日本庭園には、草の一本も生えていません。

しかし、自宅の庭はもっと肩の力を抜いて楽しんでみましょう。

例えば自然のままの姿を楽しむ「イングリッシュガーデン」を目指すのもひとつのアイデアでしょう。

植物学者の牧野富太郎はこう言っています。「雑草という名の草はない」。どんな植物でもみな名前があって、それぞれ自分の好きな場所で生を営んでいると考えれば、草取りをしない大義名分がたつというものです（笑）。



意外と知らない二世帯住宅の注意点

「実家を増改築して二世帯住宅にしようと思っています。両親は無職なので資金は息子である私が全て出す予定ですが、土地と建物は父の名義です。この場合、何か税制上の問題はありますか」という質問がありました。今回のケースでは、原則として建物の所有者が増改築部分の所有者になります。つまり息子から父親へ増改築部分の所有権が移転する（贈与）ため、息子が「増改築費用を私に払ってください」という権利を行使しないと父親に対して贈与税が発生する可能性があります。そうしないためには「親子で増改築資金の貸し借り契約書を作成し、利息なども含めて適正に精算する方法」「増改築分の資金と建物の持分の価値が等しくなるように、息子にその持分の移転登記を行う方法」「付合が生じないように、例えば1階と2階を区分所有登記で別々にしてしまう方法」などがあります。ただし、これらの対策を行っても、その方法によっては「父親に譲渡所得の課税」などの問題が生じる可能性もあります。



お風呂で足を伸ばせば…?

「誰だって、足が伸ばせる浴槽がいいに決まっている！」もしかしたら、そんなふうに思い込んでいませんか？確かに若い時ならば、子どもたちと一緒にお風呂に入ったりもするので、浴槽は広い方が嬉しいかもしれません。

しかし、年を重ねてくると、足が伸ばせる浴槽がかえって危険になることもあります。



もちろん、浴槽内にハンドバーなどの手すりは付けられますが、それでも足を伸ばしきると「浴槽の中で体が浮いてしまう感じがして怖い！」。そうおっしゃる小柄な体格の年配女性は少なくありません。実は日本は、お風呂での溺死が交通事故死よりも多いのです。一般的によく知られているのは「ヒートショック」ですが、お風呂でついウトウトすることも大きな危険を伴います。過労などもウトウトの原因になりますので、日ごろの健康管理にも気を配りたいものですね。そしてやはり、

ご自身の年齢や体格なども考慮して浴槽を選ぶことが良いですね。



家の価格が高い。自分の予算内で安く建てたい。
夢のマイホーム実現しましょう。
「ムダゼロの原価建築」

編集者：高井